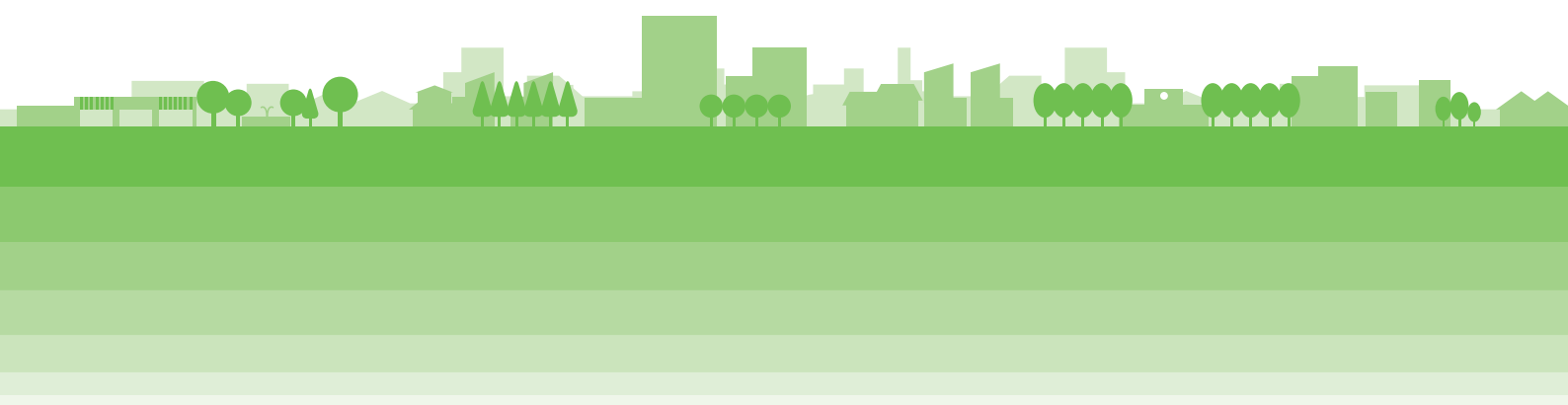


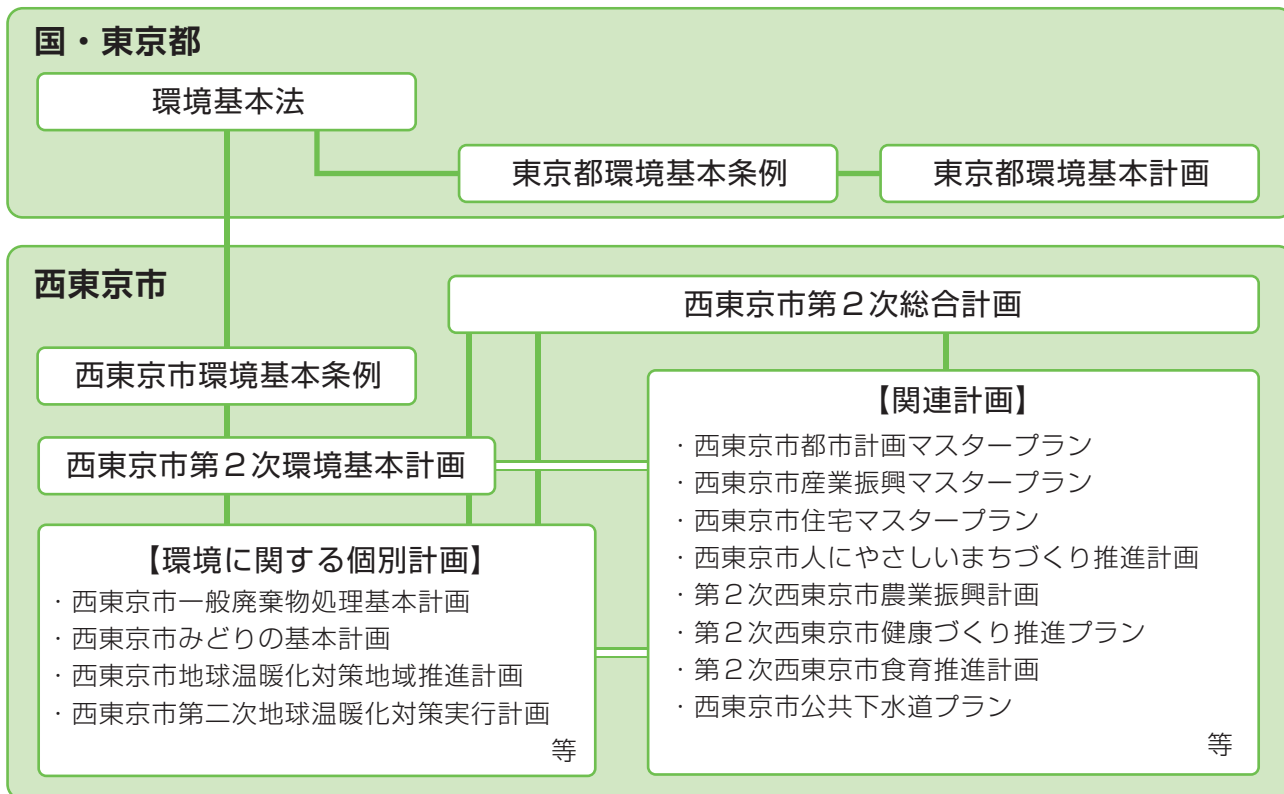
第2章

計画の基本事項



1 計画の役割と位置づけ

本計画は、西東京市環境基本条例第7条に基づき策定します。また、環境に関する関連計画と整合を図ります。



計画の期間

本計画は、平成26年度から平成35年度までの10年間を対象期間とします。また、社会経済情勢の変化や環境技術の進歩に対応するため、5年後を目途に見直しを行います。

3 計画の対象範囲

西東京市環境基本条例第3条の基本理念に基づき、環境の目標としての将来像を定め、将来像を実現するために必要な取り組みを計画の対象範囲とします。



2.4 計画の主体と各主体の役割

本計画の主体は、市民、事業者、西東京市です。各主体の役割は、西東京市環境基本条例第4条から第6条に定めるとおりとします。

西東京市環境基本条例の抜粋

(市の責務)

- 第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。
- 2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。
 - 3 市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。
 - 4 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。
 - 5 市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 6 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。
 - 3 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。
 - 4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。
- 2 市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。
 - 3 市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないよう相互に配慮しなければならない。
 - 4 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。